

矢掛町農業委員会委員募集要項

I. 農業委員の募集について

1. 役割 農地法等に基づく法令業務の執行を行います。

○農業委員会総会（通常は月1回開催）において、農地法等に基づく法令業務の執行を行う。

○農地法等に基づく申請内容についての調査をする。

○農地利用の最適化（担い手への農地集積、遊休農地の発生防止・解消）の推進、調整をする。

○農地の利用状況を調査する。

2. 任期 3年間（令和8年7月20日～令和11年7月19日）

3. 定数 9名

4. 報酬 22,000円／月

5. 募集期間 令和8年2月2日～令和8年3月2日

6. 応募資格

- ・農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の職務を適切に遂行できる方
- ・欠格者（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者）でない方

7. 応募方法 自薦または他薦とします。

・自薦の場合：応募書、履歴書

・他薦の場合：推薦書（3名以上の推薦者が必要）、履歴書

8. 提出先/お問い合わせ先

〒714-1297 小田郡矢掛町矢掛3018番地

矢掛町役場 産業観光課内 農業委員会事務局

TEL 0866-82-1016

矢掛町農地利用最適化推進委員 募 集 要 項

I. 農地利用最適化推進委員の募集について

1. 役割 担当する地区において、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等の調整を行います。
 - 担当地区の農地法等の申請内容についての調査をする。
 - 担当地区の農地利用の最適化（担い手への農地集積、遊休農地の発生防止・解消）の推進、調整をする。
 - 担当地区の農地の利用状況を調査する。
2. 任期 3年間（農業委員会が委嘱した日～令和11年7月19日）
3. 定数 7名
4. 報酬 20,000円／月
5. 募集期間 令和8年2月2日～令和8年3月2日
6. 応募資格
 - ・農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の職務を適切に遂行できる方
 - ・欠格者（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者）でない方
7. 応募方法 自薦または他薦とします。
 - ・自薦の場合：応募書、履歴書
 - ・他薦の場合：推薦書（3名以上の推薦者が必要）、履歴書
8. 提出先/お問い合わせ先
〒714-1297 小田郡矢掛町矢掛3018番地
矢掛町役場 産業観光課内 農業委員会事務局
TEL 0866-82-1016